

第三次川越市教育大綱（原案）

令和7年12月

川越市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



1 策定にあたって

～市長挨拶文～

令和8年〇月

川越市長 森田初恵

2 策定の趣旨

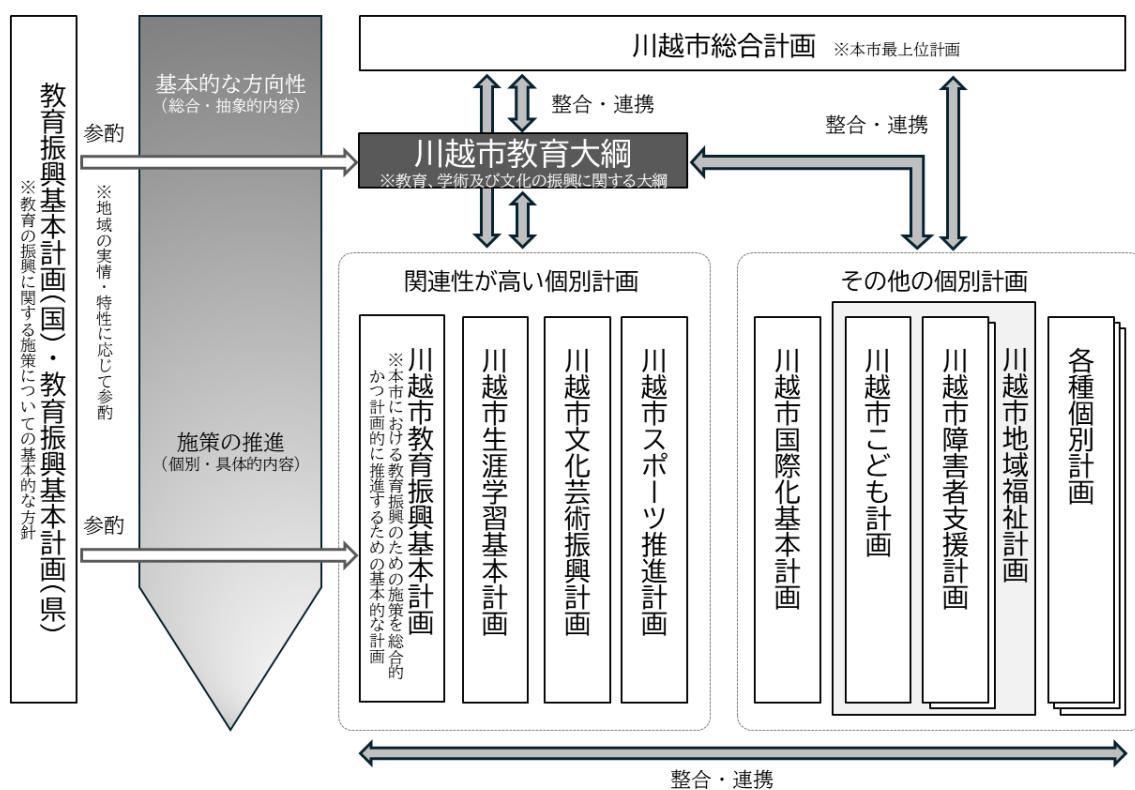
教育大綱は、平成27年4月1日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づくものであり、教育基本法第17条第1項に規定する国の基本的な方針を参照し、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

この度、令和7年度をもって川越市教育大綱の期間が終了することから、本市のさらなる教育行政の充実を目指し、令和8年度を始期とする第三次川越市教育大綱を策定いたします。

3 策定の考え方

第三次川越市教育大綱は、本市の最上位計画である第五次川越市総合計画（基本構想）における「教育・文化・スポーツ」分野に関する基本目標との整合を図りつつ、その施策の推進においては、川越市教育振興基本計画や川越市生涯学習基本計画などの各個別計画において取り組むものとします。

また、教育分野との関連がある「こども・子育て」分野などに関しては、川越市こども計画をはじめとした他の個別計画とも連携しながら、本市の教育、学術及び文化の振興を図ります。



4 大綱の期間

この大綱の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 基本理念

本大綱における基本理念は、第五次川越市総合計画（基本構想）の教育・文化・スポーツにおける基本目標に基づき、以下のとおり定めます。

共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れる川越市の教育

グローバル化や技術革新が急速に進み、より一層変化が激しく予測が困難な時代となる中、子どもたちが社会の変化に向き合い、自らの手でより良い社会と豊かな人生を創っていけるよう、成長を後押ししていくことが必要です。

本市では、全ての子どもが、個性や興味・関心に応じて主体的に学習し、多様な他者との対話を通じて学び合いながら成長していくよう、学校と、地域や家庭が連携・協働して質の高い教育を実現することで、次代を担う子どもたちの生きる力を育む施策を進めます。

また、人生100年時代を見据える中で、長い人生をより充実したものとするために、生涯にわたって、学びや文化芸術、スポーツに親しむことは一層重要となっています。本市では、多くの人が、学びや文化芸術、スポーツを身近に感じ、気軽に取り組める環境を整えることや、地域の人々と共に郷土の伝統を守り伝えていくことなどを通じて、あらゆる世代が楽しみながら交流を深め、豊かな人生を送れる施策を進めます。

6 施策の方針

第五次川越市総合計画との整合のもと、教育大綱の基本理念の実現を目指して、6つの施策の方針を定めます。

6つの施策の方針については、第五次川越市総合計画の各政策分野における方向性との連携を図ります。特に「こども・子育て」分野においては、こどもや若者が将来に希望を持って自分らしく成長できるように、こどもに係る各種相談・支援（いじめや不登校等）、放課後児童健全育成事業（学童保育）をはじめとした居場所づくり、経済的負担の軽減などにおいて、効果的な取組を進めます。

○ 6つの施策の方針

1 生きる力を育む教育の推進

こどもたちが、変化の激しい社会でたくましく生き抜く力を育みます。

2 学びを支える教育環境づくり

こどもたちが安心して質の高い教育を受けられる環境をつくります。

3 生涯学習活動の推進

誰もが意欲や関心に応じて学習し、その成果を生かせるように進めます。

4 文化活動の推進

誰もが気軽に文化芸術に親しみ、交流できるように進めます。

5 スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるように進めます。

6 文化財の保存・活用

地域固有の貴重な文化財を、地域総がかりで保存・活用し、次世代に継承していきます。

7 大綱の推進と進捗管理

川越市教育大綱に定めた6つの施策の方針に沿って、関連する個別計画によって具体的な施策を推進するとともに進捗管理を行います。また、その内容については、必要に応じて川越市総合教育会議において、確認することとします。